

令和3年10月28日

薬局開設者 各位

岩手県薬剤師会事務局

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）について

平素より、本会会務・事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国では、新型コロナウイルスワクチンの2回の接種を終了し、概ね8か月以上経過した者を対象に、3回目の接種を行うこととしており、早ければ12月に3回目の接種を行う方針としているところです。

3回目接種においては、1・2回目接種では先行接種の対象とされた医療従事者等についても、住民接種として実施されます。

そこで、医療機関（病院）に勤務する者は、自施設で接種体制が確保できることから、勤務先での接種（住所地外接種）もできるとされておりますが、薬局勤務者を含む、それ以外の医療従事者は、2回接種の完了時期に応じて市町村から接種券が発行され、住民接種として住所地で追加接種を受けることとなります。

なお、今回示されたのは、「令和3年5月末までに2回目接種を終えた方の追加接種のスキーム」であり、それ以降の追加接種については、おって示されるということになっておりますので、ご承知おきください。

<令和3年5月末までに2回目接種を終えた方の追加接種について>

- ① 2回目接種後8か月経過した住民に、接種券が、住民票所在地の市町村から、個人毎に順次送付されます。
- ② 接種券が届いたら、個人が、各市町村の予約システム等で予約し、接種する。

※ 令和3年12月及び令和4年1月の接種対象見込者については、11月22日を目途に接種券が届くよう、市町村で準備を進めることとされています。

※ 予約方法や接種場所については、接種券送付時に、当該市町村から示されるものと思われます。

※ 3回目接種に係る事務については、市町村が行うこととなります。

（当会事務局では、市町村の3回目接種に関する問い合わせ等について、対応できかねますのでご了承願います。）

以上